



2019年3月7日

各位

会社名 クラリオン株式会社  
代表者名 代表執行役 執行役社長兼 CEO  
川端 敦  
(コード番号 6796 東証第一部)  
問合せ先  
責任者役職名 経営戦略本部 担当本部長  
氏名 宮本 浩  
TEL (048) 601-3700 (代表)

**フォルシアの子会社であるエナップ シス エスエーエスによる  
当社株式に係る株式売渡請求を行うことへの決定、当該株式売渡請求に係る承認  
及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

当社の2019年3月1日付プレスリリース「フォルシアの子会社であるエナップ シス エスエーエスによる当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせ致しましたとおり、フォルシア・エス・イー (Faurecia S.E.) (以下「フォルシア」といい、関係会社を含め、以下総称して「フォルシアグループ」といいます。)の子会社であるエナップ シス エスエーエス (以下「エナップシス」といいます。)は、2019年1月30日から2019年2月28日まで当社株式に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、2019年3月7日 (本公開買付けの決済の開始日)付で、当社株式 53,699,041 株 (議決権所有割合 (注) : 95.28%) を所有するに至り、当社の会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主 (以下「特別支配株主」といいます。) となっております。

エナップシスは、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、当社が 2019 年 1 月 29 日付で公表致しました「フォルシアの子会社であるエナップ シス エスエーエスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」 (以下「本意見表明プレスリリース」といいます。) の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載のとおり、当社株式の全て (但し、エナップシスが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。) を取得し、当社をエナップシスの完全子会社とすることを目的として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主 (但し、エナップシス及び当社を除きます。) の皆様の全員 (以下「本売渡株主」といいます。) に対し、その有する当社株式の全部 (以下「本売渡株式」といいます。) をエナップシスに売り渡す旨の請求 (以下「本売渡請求」といいます。) を行うことを本日決定したとのことです。当社は、本日付でエナップシスより本売渡請求に係る通知を受領し、本日、本売渡請求を承認する旨を決定致しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) の上場廃止基準に該当することになり、本日から 2019 年 3 月 24 日まで整理銘柄に指定された後、同月 25 日をもって上場廃止 (最終売買日は 2019 年 3 月 22 日) となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせ致します。

(注) 「議決権所有割合」とは、当社が 2019 年 2 月 12 日に公表した第 79 期第 3 四半期報告書に記載された

2018年12月31日現在の発行済株式総数（56,548,837株）から同日現在の自己株式数（187,560株）を控除した株式数（56,361,277株）に係る議決権の数（563,612個）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、議決権所有割合の記載において同じとします。

## 1. 本売渡請求の概要

### (1) 特別支配株主の概要

① 名 称	エナップ シス エスエーエス (Hennape Six SAS)	
② 所 在 地	23-27 avenue des Champs Pierreux, 92000 Nanterre, France	
③ 代表者の役職・氏名	プレジデント：ノルウェン・ドゥロネイ (President: Nolwenn Delaunay)	
④ 事 業 内 容	株式等の取得と管理	
⑤ 資 本 金	10,000 ユーロ (1,261 千円) (注)	
⑥ 設 立 年 月 日	2016年12月22日	
⑦ 大株主及び持株比率	フォルシア・エス・イー (Faurecia S.E.)	100%
⑧ 当社と特別支配株主との関係		
資 本 関 係	特別支配株主は、本日現在、当社株式を 53,699,041 株（議決権所有割合：95.28%）所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	特別支配株主は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当致しません。	

(注) 2019年2月28日現在の株式会社三井住友銀行の為替レートの仲値である1ユーロ 126円13銭の為替レートで換算しております。

### (2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2019年3月7日（木曜日）
売 渡 請 求 承 認 日	2019年3月7日（木曜日）
最 終 売 買 日	2019年3月22日（金曜日）
上 場 廃 止 日	2019年3月25日（月曜日）
取 得 日	2019年3月28日（木曜日）

### (3) 売渡対価

普通株式1株につき、金2,500円

## 2. 本売渡請求の内容

エナップシスは、当社の特別支配株主として、本売渡株主に対し、本売渡株式の全部をエナップシスに売り渡すことを請求することを決定し、当社は、エナップシスより、本日付で本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

(2) 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する

事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号・第 3 号）

エナップシスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 2,500 円の割合をもって金銭を割当交付致します。

（3）新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

（4）特別支配株主が売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2019 年 3 月 28 日

（5）株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

エナップシスは、フォルシアからの借入金をもって本売渡対価の支払を行うことを予定しており、当該借入れの裏付けとして、フォルシアから 66 億 5600 万円の同等額を限度として融資を行う用意がある旨の証明書（以下「本融資証明書」といいます。）を 2019 年 3 月 5 日付で取得しております。

（6）その他の株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、取得後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社の指定した方法により（本売渡対価の交付についてエナップシスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

### 3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

（1）承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、エナップシスが当社をエナップシスの完全子会社とすることを目的として、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格（普通株式 1 株につき、2,500 円）に設定されていません。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社の競争力の強化及び企業価値の向上を図る観点から、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行い、またフォルシアとの協議と並行して、当社の企業価値向上に最適なパートナー候補を検討した結果、フォルシアとの提携は、当社の更なる成長の加速及び企業価値の向上に資するものであり、フォルシアが新たなパートナーとして最適であるとの結論に至りました。また、今後も競争

環境の激化が想定される中で当社の企業価値を向上していくためには、当社が目指す「車両情報システムソリューションプロバイダー」への変革の実現に向けて、当社がフォルシアグループの完全子会社となり、フォルシアグループのグローバルのcockpitエレクトロニクス事業を当社とともに統合してフォルシアグループの第4のビジネスグループとしていくことが必要不可欠であると判断するに至りました。

また、本公開買付価格（2,500円）について、(i) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載の大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付けの公表日（2018年10月26日）の前営業日である2018年10月25日の東京証券取引所における当社株式の終値2,263円に対しては10.47%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）のプレミアム、公表日の直近1ヶ月間の終値単純平均値1,906円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して31.16%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,673円に対して49.43%のプレミアム、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,576円に対して58.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための各措置が講じられており、少数株主の皆様への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付けの公正性を担保するための各措置が講じられた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断致しました。

このように、当社は、エナップシスが本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものであり、かつ、前記(i)から(iv)等を踏まえると、本公開買付価格は妥当性を有するものと判断致しました。

その上で、当社は、2018年10月26日開催の取締役会において、同日付でエナップシス及びフォルシアとの間で、本取引の実施に向けた当社とエナップシスの協力に関する事項を定めた公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結するとともに、本公開買付けに関して、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議致しました。また、当社は、エナップシスから、国内外の競争法に基づき必要な全ての手続及び対応が2019年1月30日までに完了する可能性があり、エナップシスは、エナップシスが2019年1月29日付で公表した「クラリオン株式会社普通株式（証券コード6796）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のその他の前提条件（以下「本公開買付前提条件」といいます。）が充足される場合に、2019年1月30日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2019年1月29日現在においても、2018年10月26日時点における当社の意見から変更はないと判断し、2019年1月29日開催の当社の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議致しました。

その後、当社は、2019年3月1日、エナップシスより、本公開買付けの結果について、当社株式53,699,041株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2019年3月7日（本公開買付けの決済開始日）付で、エナップシスの有する当社株式の議決権所有割合は95.28%となり、エナップシスは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、エナップシスより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）いわゆる二段階買収に関する事項」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に検討致しました。

その結果、当社は、(i)上記のとおり、フォルシアは当社の新たなパートナーとして最適であり、当社の企業価値向上のためには、本取引により当社がフォルシアグループの完全子会社となることが必要不可欠と判断されること、(ii)本売渡対価である2,500円は、本公開買付価格と同一の価格であり、後記「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置が講じられていること等から、本売渡対価は本売渡株主の皆様にとって妥当性を有し、少数株主の皆様への配慮がなされていると考えられること、(iii)エナップシスは、本売渡対価を、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（以下「クレディ・アグリコル」といいます。）を貸付人、フォルシアを借入人とする2018年10月25日付ファシリティ契約に基づく借入れ及びフォルシアの手元現預金を原資とするフォルシアからの借入金をもって支払うことを予定しているとのことであり、当社としても、クレディ・アグリコルからフォルシアに対して2019年1月25日付で交付された融資証明書、フォルシアからエナップシスに対して2019年3月5日付で交付された本融資証明書及びフォルシアの財務諸表等を確認することによりエナップシスによる資金確保の方法を確認していること、また、エナップシスによれば、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないとのことであること等から、エナップシスによる本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は十分であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(iv)本売渡対価は、取得後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社の指定した方法により（本売渡対価の交付についてエナップシスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、本日、本売渡請求を承認する旨の決定を致しました。

## （2）算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本

売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

### (3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から2019年3月24日まで整理銘柄に指定された後、同月25日をもって上場廃止（最終売買日は2019年3月22日）となる予定です。当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

### (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するため、以下の措置を実施致しました。

#### ① 当社における独立した算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）グループ及びフォルシアグループから独立した算定機関である大和証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、大和証券は当社、日立製作所グループ及びフォルシアグループの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

大和証券は、複数の算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在することから当社株式の市場株価の動向を勘案する市場株価法を、また当社業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社株式の1株当たりの株式価値の算定を行い、当社は、大和証券から、2018年10月25日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しました。なお、当社は大和証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、上記の各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	1,576 円から 2,263 円
DCF法	2,231 円から 3,162 円

市場株価法では、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2018年10月25日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所第一部における基準日の終値2,263円、公表日の直近1ヶ月間の終値単純平均値1,906円、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,673円及び同直近6ヶ月

間の終値単純平均値 1,576 円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、1,576 円から 2,263 円までと算定しております。

D C F法では、当社の事業計画（2019年3月期から2023年3月期までの5年間）における収益予測や投資計画、当社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、2,231円から3,162円までと算定しております。また、D C F法で前提とした当社の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益あるいは減益となる事業年度が含まれております。具体的には、2019年3月期においては、「車両情報システムソリューションプロバイダー」としての事業運営を促進するための事業ポートフォリオ改革費用のほか、事業環境に関して、当社の取引先である自動車メーカーの減産が見込まれること及び注力分野であるセーフティアンドインフォメーションシステム事業の成長鈍化等により、営業利益が前期比で30%以上の減益が見込まれる一方、2020年3月期、2021年3月期及び2022年3月期においては、事業ポートフォリオ改革として、HMI等の成長分野への経営リソースの集約及び地域ごとに成長分野へ注力することによるグローバル市場でのビジネス拡大等により、各年度において営業利益が前期比で30%以上の増益となることを見込んでおります。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではありません。

なお、当社は、2019年1月29日付で公表した「通期業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「当社予想修正プレスリリース」といいます。）のとおり、最近の一過性の要因による売上高の減少や一時的な費用の発生等を踏まえ、通期連結業績予想の修正を公表しております。このうち、売上高については、グローバルベースでの新車販売の低迷、特に中国市場変調による民族系顧客の販売不振及び日本国内におけるバス需要低迷の継続や運行データを活用した新しい運行管理システム事業の開始の遅れによる関連商品の販売減等により減収となる見込みです。売上高の減少については来年度以降、市場自体の回復が見込まれること、中国市場においては顧客層の拡大が進捗していること、加えて東南アジア・ブラジルでの販売活動強化及び日本国内での上記運行管理システム事業が軌道に乗る見込みであることから、一過性の要因と考えております。一方で、調整後営業利益については、生産工場の再編、グローバル人員の更なる合理化、材料費低減活動の継続、製品設計見直しによる部品単価低減等の一連のコスト削減を短期間に実施することで、市場環境の変動にも対応し得るより筋肉質なコスト構造への変革を進めました。結果として、上記減収の影響は出るものの、減益額は限定的な範囲に留まる見込みです。上記一連のコスト削減により損益分岐点の引き下げが達成できたため、来年度以降の売上高回復局面においては、更なる利益の拡大が期待できます。税引前利益、当期利益の減益は、調整後営業利益の減益を除けば中国元、メキシコペソ等の新興国通貨安の影響や本公開買付け関連費用、人員の合理化や生産工場再編に伴う構造改革費用といった一時的な要因によるものです。上記を踏まえて、当社は、当該業績予想修正は当社の事業計画に重大な影響を与えるものではないと考えております。当社取締役会は、2019年1月28日付で大和証券から当該業績予想修正を反映した事業計画を前提とした株式価値算定書（以下「更新株式価値算定書」といいます。）を取得し、2018年10月26日開催の取締役会から2019年1月29日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書の算定結果に大きな変更はないことを確認しております。当該更新株式価値算定書によると、市場株価法では、算定基準日に変更がないことから本株式価値算定書の算定結果から変更はありません。D C F法では、通期連結業績予想の修正と算定基

準日の変更を踏まえて、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、2,339円から3,350円までと算定しております。

② 当社における独立委員会の設置及び意見の入手

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2018年9月20日、当社、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立した上條正仁氏（当社社外取締役、独立役員）並びに外部有識者である仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所所属）及び山崎想夫氏（公認会計士・税理士、株式会社GGパートナーズ所属）の3名で構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、（i）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（ii）本取引の取引条件の公正性・妥当性、（iii）本取引における手続の透明性・公正性、（iv）本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに、（v）本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問致しました。

独立委員会は、2018年9月20日から10月25日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての審議及び検討を行ったとのこと。具体的には、独立委員会における審議及び検討に際しては、（a）当社及び大和証券に対し、当社における当社の事業に関する現状認識及び本取引が当社に与える影響並びに当社、日立製作所及びフォルシアとの間で実施された交渉の推移等についての説明が求められ、これらについての質疑応答が行われたこと、（b）大和証券に対し、大和証券による当社株式価値算定に関する説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、（c）本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われております。

独立委員会は、これらを踏まえ、本諮問事項について審議及び検討を行った結果、2018年10月25日、委員全員一致の決議により、当社の取締役会に対し、（i）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（ii）本取引の取引条件の公正性・妥当性、（iii）本取引における手続の透明性・公正性、（iv）本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに、（v）本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか、を検討した結果、「（i）本取引の目的は合理的なものと認められる、（ii）本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると認められる、（iii）本取引において、手続の透明性・公正性は確保されていると認められる、（iv）本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の時点で当社の取締役会が賛同意見及び応募推奨意見を述べることは相当である、（v）本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。但し、前記（ii）及び（iv）について、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付け価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。」旨の答申を行い、同日付で当社の取締役会に答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出致しました。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が前記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は、以下のとおりであるとのこと。

（i）本取引の実施の理由として当社から説明された内容（本意見表明プレスリリースの「3. 本公



開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」及び「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」記載の内容を含みます。) に不合理な点は見受けられず、本取引は、当社が現在抱えている課題の解決に寄与することから、当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的なものと認められる。

(ii) 本取引における手続の透明性・公正性について、(a) 当社のプレスリリースにおいて、少数株主及び反対株主の利益に配慮した充実した正確な開示がなされていること、(b) 当社は、当社取締役会の諮問機関として、独立委員会を設置し、本諮問事項について諮問を行っていること、(c) 本公開買付けに関する意見の表明等を予定する当社取締役会においては、まず、当社の取締役6名のうち、日立製作所グループとの間に存在する利害関係について開示をした川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で決議を行い、その後、当社の取締役会の定足数を確保する観点から、川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏を加えた当社の6名の全取締役にて改めて審議の上、その全員一致で決議を行うという二段階の手続を経る予定であること、(d) 当社は、当社、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本取引に関する諸条件等についてのフォルシアらとの間の協議・交渉及び検討に際して助言を受けていること、(e) 当社は、当社、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立した算定機関である大和証券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得していること、(f) 本公開買付けでは、公開買付けの公表から公開買付けの開始までに、各国の独禁法に対応する必要性から相応の期間を要する見込みであり、株主が本公開買付けへの応募の是非を検討する十分な熟慮期間及び対抗的な買付けの機会が客観的に確保されていること、(g) 当社とエナップシス及びフォルシアとの間の本公開買付け契約において、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「(2) 本公開買付け契約」に記載の競合取引を制限する条項が定められているものの、前記契約においては Fiduciary out 条項(注)が設けられており、合理的な対抗提案が出てきた場合には、当社として対抗者との交渉を行うことが常に禁じられているわけではないこと等からすると、本取引においては、公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされており、本取引における手続の透明性・公正性が認められる。

(注) 一般に、M&A 契約の締結後に、第三者から当該契約より有利な条件や企業価値向上に資する対抗提案が対象会社又は売主に対してなされた等の一定の事由が生じた場合に、対象会社又は売主が一定の条件の下で M&A 契約上の義務から解放される旨を定めた条項をいいます。

(iii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性について、(a) 当社に対する当社の事業計画の作成経緯及び方法についてのヒアリングの結果、大和証券による当社株式の算定方法及び算定プロセス並びに株式価値算定に関する考察過程についての説明等からすると、大和証券による当社株式価値の算定方法及びその結果は、いずれも依拠するに足りる信頼できるものであること、(b) 大和証券による本株式価値算定書においては、当社の1株当たりの株式価値を、市場株価法で 1,576 円～

2,263 円、DCF法で 2,231 円～3,162 円とされているところ、本公開買付価格（1株 2,500 円）は、市場株価法により算定された当社1株当たりの株式価値の上限を超過しており、かつ、DCF法により算定された当社1株当たりの株式価値のレンジの範囲内の金額であることから、本公開買付価格は、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考えられること、(c) 本公開買付価格は、2018年10月25日（以下「公表直前日」といいます。）の東京証券取引所における当社株式の終値 2,263 円に対して約 10.47%、公表直前日の過去1ヶ月の平均終値 1,906 円に対して約 31.16%、公表直前日の過去3ヶ月の平均終値 1,673 円に対して約 49.43%、公表直前日の過去6ヶ月の平均終値 1,576 円に対して約 58.63% のプレミアムが付されたものとなっているところ、近時の他の公開買付け（非上場化案件）におけるプレミアムとの関係でも遜色ないプレミアム水準が確保されていること、(d) 本取引においては、少数株主が本公開買付け又は本売渡請求若しくは当社株式の併合のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されていること等からすると、本取引全体について、条件の公正性・妥当性が確保されていると認められる。但し、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。

(iv) 前記(i)から(iii)の検討の結果、本諮問事項(i)から(iii)までについて、いずれも問題があるとは考えられないことから、本公開買付けに対して、本公開買付けの公表の時点で当社の取締役会が賛同意見及び応募推奨意見を述べることは相当であるが、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。また、同様に、本答申書作成日時点の状況を前提に、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

また、当社は、本公開買付けの開始にあたり、2019年1月18日、独立委員会に対し、独立委員会が2018年10月25日付で当社に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問致しました。独立委員会は、当該諮問に対して検討を行った結果、2018年10月25日以降、2019年1月28日までの事情（当社予想修正プレスリリースに記載の内容及び更新株式価値算定書の内容を含みます。）を勘案しても、本答申書において表明した意見の内容について変更すべき事情は見当たらないこと等を確認し、2019年1月28日、当社の取締役会に対して、2018年10月25日付で表明した意見に変更がない（なお、本答申書における本諮問事項「(iv) 本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非」に対する「当社の取締役会が賛同意見及び応募推奨意見を述べることは相当である」との答申は、当社による賛同意見及び応募推奨が少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を述べたものである）旨の答申書を提出しております。

### ③ 当社における独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程の透明性及び合理性を確保するため、

当社、日立製作所グループ及びフォルシアグループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、当社、日立製作所グループ及びフォルシアグループの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

#### ④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社の取締役会は、大和証券から取得した本株式価値算定書の内容、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を踏まえつつ、独立委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、前記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、エナップシスが本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付け価格は妥当性を有するものと判断し、2018年10月26日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議致しました。

また、前記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、2019年1月17日、エナップシスから、国内外の競争法に基づき必要な全ての手続及び対応が2019年1月30日までに完了する可能性があり、エナップシスは、本公開買付け前提条件が充足される場合に、2019年1月30日を公開買付け開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2019年1月29日現在においても、2018年10月26日時点における当社の意見から変更はないと判断し、2019年1月29日開催の当社の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議致しました。

前記両取締役会において、当社は、当社の全取締役について、本公開買付けに利益相反のおそれがあるとして当社の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議並びに本公開買付けに関するフォルシアとの協議から除外すべき取締役に該当しないと考えているため、いずれの取締役も本公開買付けに関するフォルシアとの協議から除外しておりません。但し、本公開買付けを含む本取引に関する利益相反の疑いを回避する観点から、慎重を期して、当社の取締役のうち、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏は日立製作所の出身者であり、藤村一路氏は現在も日立製作所の完全子会社である日立オートモティブシステムズ株式会社（以下「日立オートモティブシステムズ」といいます。）の取締役を兼務していることに鑑み、また、川本英利氏は、日立製作所の出身者ではなく、現在日立製作所又は日立オートモティブシステムズの役職員も兼務していないものの、過去に日立オートモティブシステムズの役職員を兼務していたことに鑑み、まず、当社の取締役6名のうち、川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で前記の旨の決議を行い、その後、当社の取締役会の定足数を確保する観点から、川本英利氏、川端敦氏、藤村一路氏及び岡田裕之氏を加えた当社の6名の全取締役に改めて

審議の上、その全員一致で前記の旨の決議を行うという二段階の手続を経ております。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

エナップシスは、本公開買付期間については、21 営業日に設定しました。本公開買付期間は比較的短期ですが、当社としては、本公開買付けの公表から開始までの期間が長期にわたったため、当社の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及びエナップシス以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。

また、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、当社の長期的な事業構造や資本政策の検討にあたって、幅広い事業領域からグローバルに新たなパートナー候補の検討を行い、そのうち戦略的合理性のある複数の候補先に対して打診を行っており、他の候補先との比較を通じてフォルシアグループを最終的に新たなパートナー候補先として選定している経緯があります。従って、エナップシス以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えております。

なお、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「(2) 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約においては一定の取引保護条項が規定されておりますが、第三者によって一定の対抗提案がなされ、当社の取締役会が、合理的な根拠に基づいて、本公開買付けに賛同する旨の意見表明及び、当社の株主に対する、本公開買付けに応募することを推奨する旨の表明及びそれらの維持が当社の取締役及び執行役の善管注意義務違反を構成し得ると判断し、かつ、エナップシスが本取引に関する諸条件をこれと同等以上の内容に変更しない場合には、本公開買付けへの賛同表明を撤回することや第三者による公開買付けに賛同することが可能であり、エナップシス以外の者による買付け等の機会は確保されているものと考えております。エナップシスとしても、本公開買付けの公表から開始までの期間が長期にわたっていることから、当社の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及びエナップシス以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、現在当社、フォルシア及びエナップシスの間で協議中であり、決定次第速やかに公表致します。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

エナップシスは、当社の支配株主（親会社）であることから、当社の本売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2018年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主等との取引が他の取引先と比較して有利なものとなることがないように、基本契約や社内規程にもとづき取引条件等を決定する体制を構築しており、さらに、支配株主等と少数株主の利益が相反するおそれのある取引等が行われることが

ないように、社内規程にもとづき適正な承認手続を経て意思決定が行われております。」と記載しております。

現在当社の支配株主（親会社）は日立製作所からエナップシスに変更となっておりますが、当社は、本売渡請求に係る承認に関する当社の意思決定の過程においても上記指針と同様の方針で検討し、前記

「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合していると考えております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

前記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

（3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2018年10月25日付で、独立委員会より、本取引（当社による本売渡請求の承認を含む。）が少数株主の皆様にとって不利益なものではないことに関する意見を入手しております。また、当社は、2019年1月28日付で前記意見に変更がない旨の意見を入手しております。詳細は、前記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。なお、前記両答申書が本売渡請求の承認を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求に係る承認に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上